

留萌市強靱化計画

令和2年4月

(令和3年3月修正)

留萌市

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の構成	3
第2章	留萌市強靱化の基本的考え方	
1	留萌市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	8
第4章	留萌市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
4	推進事業の設定	22
	【留萌市強靱化のための施策プログラムの策定】	23
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	37
2	計画の推進方法	37
【別冊】	留萌市強靱化計画 推進事業	

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、留萌市においては、比較的地震の少ない地域ではあるが、活断層が市の直近まで伸びており、地震発生の際は最大震度7が想定されるほか、昭和63年の留萌川氾濫による大洪水などの大きな災害を経験しており、近年の豪雨頻発傾向などから、自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

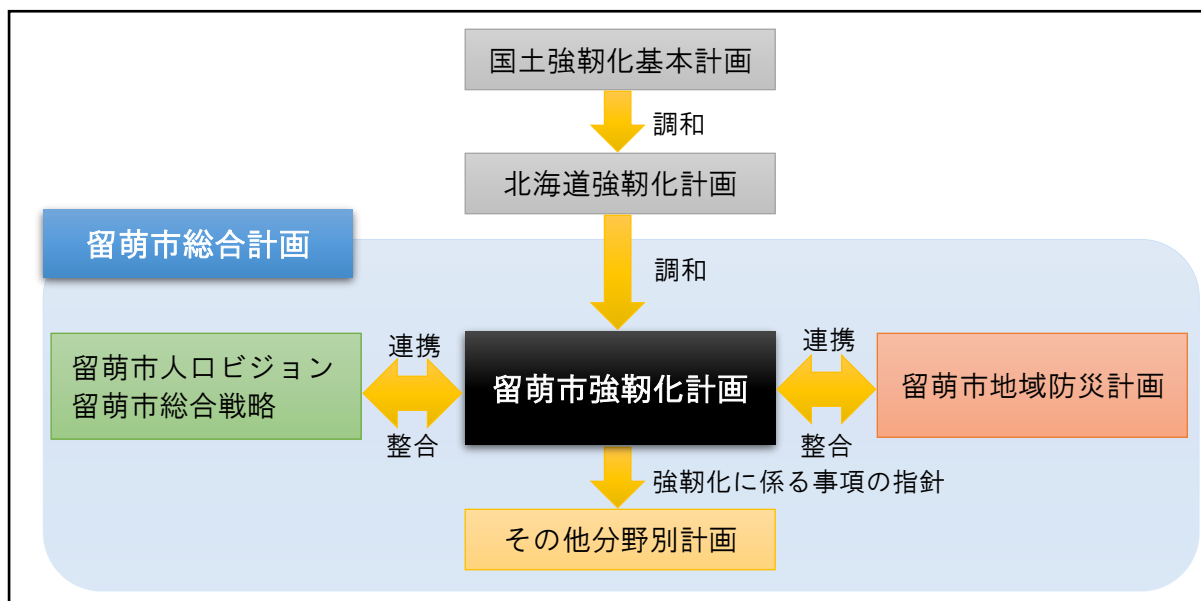
この間、本市においても、東日本大震災や平成28年北海道豪雨災害等の教訓を踏まえ、「留萌市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取り組みを強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であることから、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「留萌市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、留萌市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 計画の構成

第1章 はじめに

⇒計画策定の趣旨、計画の位置付けを提示

第2章 留萌市強靱化の基本的考え方

⇒留萌市が直面する自然災害リスク等を踏まえた「留萌市強靱化の目標」を提示

第3章 脆弱性評価

⇒留萌市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、留萌市における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施
⇒大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、北海道強靱化計画のリスクシナリオ等を踏まえ、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価

第4章 留萌市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業

⇒脆弱性評価の結果を踏まえ、留萌市における強靱化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定
⇒20のリスクシナリオごとに事態回避のために取り組むべき施策を提示
⇒施策の進捗や実績を的確に把握するため、関連する数値目標を設定

第5章 計画の推進管理

⇒計画の推進期間とともに、計画を着実に推進するための進捗管理の方法や体制を提示

《別冊》留萌市強靱化計画 推進事業

⇒当該施策に関連する具体的な事業（推進事業）を提示

第2章 留萌市強靱化の基本的考え方

1 留萌市強靱化の目標

留萌市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

こうした見地から、本市のみならず、国、道、市がもつ政策資源を結集し、民間との協働により総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、留萌市強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを留萌市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

留萌市強靱化の目標

- (1) 生命・財産及び社会経済機能の保護
- (2) 迅速な復旧復興
- (3) 市の持続的成長

2 本計画の対象とするリスク

留萌市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「生命・財産及び社会経済機能の保護」という観点から、留萌市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 留萌市における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

○ 内陸型地震

- ・ 増毛山地東縁断層帯……沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
- ・ 震源域となる増毛山地東縁断層帯が市の直近まで伸びているため、最大で震度7が想定されている。

○ 海溝型地震

- ・ 日本海東縁部……留萌沖では昭和22年にM7.0の地震が起きている。また、寛永4年（西暦1792年）後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7.0クラスの地震が発生する領域とみられている。
- ・ 震源域となる海溝部分に面しているため、最大で震度6強が想定されている。
- ・ 瀬越浜での想定最大遡上高は、11.03mとなっている。
- ・ 第1波ピーク到達時間は、留萌市沿岸部で地震発生後40分弱となっている。

(2) 豪雨／暴風雨

- 過去10年の台風接近数は、年平均1.8個と比較的少ないが、平成28年北海道豪雨災害の発生や令和元年台風19号による大水害など、全国各地において、想定を超える豪雨災害が頻発する傾向にある。

<過去の災害状況>

年月日	昭和63年8月25日～26日
被害状況	前線による北海道西部を中心とした大雨により総降雨量200mmを超える。留萌川を始めとする中小の河川の氾濫により被害区域は市街地、山間部に至り、住家被害では、床上床下浸水の棟数3,376、世帯数3,710、全被害総額は、6,179,131千円に及んだ。

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である留萌地域では、豪雪や暴風雪による交通障害が頻発している。
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

<過去の災害状況>

年月日	平成25年1月2日～3日
被害状況	強い冬型の気圧配置が続き、日降雪量が市内観測所2ヵ所で1月の極値を更新した。（大町59cm、幌糠45cm）JR留萌本線や市内交通機関が運休となったほか、高速道、道道等の通行止めが発生し、住民の生活に大きな影響を与えた。（住家及び人的被害なし）

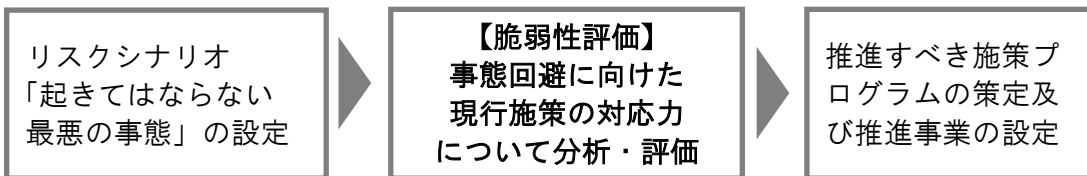
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本計画に掲げる留萌市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、留萌市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など留萌市の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約70% (H28) と国・道と比較し、やや低い水準であることから、国の支援制度の周知等により、耐震化の促進を図る必要がある。
- 不特定多数が集まる施設の耐震化は、小中学校(100% (H30))を除き進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設としての利用も想定されることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持管理や保守等の必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「留萌市公共施設等総合管理計画」に沿った適切な維持管理が必要である。
- 市営住宅の約7割は耐用年数の1/2を経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な更新、改善や解体等により、適正な管理戸数を維持する必要がある。
- 空き家等の増加に伴い、建築物の老朽化による安全性の低下や景観の阻害等の問題が懸念されていることから、空き家増加抑制等に取り組む必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害の種類・規模等により、市民の避難期間が長期化することが想定されるが、災害規模・種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定避難所の見直しや指定緊急避難場所等の指定及び周知徹底が必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の増加が見込まれることから、要配慮者の安全確保を図るための自主防災組織による避難支援や福祉避難所の指定拡大が必要である。
- 災害時の指定避難所や津波避難ビルとして活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国・道との連携により整備を推進する必要がある。

(地盤等の情報共有)

- 強震動予測や軟弱地盤、液状化予測区域の分布などの地盤データの収集や情報共有が求められる。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	73.6% (H30)
・公立小中学校の耐震化率	100% (H30)
・社会教育施設の耐震化率	33.3% (H30)
・市営住宅管理戸数	1,263戸 (H30)
・福祉避難所の指定箇所	1箇所 (H30)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、149箇所となっており、令和元年度以降の基礎調査実施箇所については、今後、国・道と連携しながら指定を決定する必要がある。また、作成済みの「土砂災害ハザードマップ」による警戒区域の修正及び周知徹底や、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が残されており、緊急性の高いものから重点的な整備や、既存施設の老朽化対策をはじめとした適切な維持管理等が促進されるよう、国・道と連携していく必要がある。
- 山地災害危険地区については、治山施設整備と森林の維持造成の一層の促進が求められる。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域指定数 134箇所（H30 ※基礎調査実施分まで）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 津波ハザードマップについては、想定される最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成し、平成29年度末に市内全戸に配布済みであるが、国や道において、今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に対応する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、国・道と連携し、津波浸水予想地域等を示す案内看板等の整備を促進する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 津波や高潮等による被害を最小限に抑える防潮堤・護岸等の海岸保全施設の計画的な整備が促進されるよう、国・道と連携を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 津波ハザードマップの作成 策定済（H29）
- ・ 津波避難計画の作成 策定済（H26）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップについては、想定される最大規模の洪水浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップを作成し、平成29年度末に市内全戸に配布済みであるが、国や道において、今後新たな洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域が設定されるなどの情勢変化に対応する必要がある。
- 内水ハザードマップについては、過去の内水による市街地等の浸水実績をまとめたハザードマップを作成・公表しているが、想定される最大雨量での内水被害については把握できていない。

（河川改修等の治水対策）

- 平成30年7月の豪雨では市内数箇所では水害が発生しており、河川の改修や流域貯留施設、河川管理施設等の計画的な整備が必要である。
- 浸水被害軽減のため、下水道雨水管渠の整備や可搬式ポンプ配置の検討など、近年の局所的集中豪雨の頻発化を勘案した整備が必要である。

（ダム防災対策）

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果を十分発揮させるため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。また、ダム管理者との緊急放流等の情報伝達手段の共有が必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|------------|
| ・洪水ハザードマップの作成 | 策定済（H29） |
| ・雨水管の整備率 | 35.2%（H30） |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 冬季間は、除雪パトロール等の実施により、危険箇所や除雪状況の把握など、適切な道路管理体制維持に努めている。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、気象条件の変化等に対応する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携の強化などによる円滑な除雪体制の確保に努めているが、財政事情や除雪作業を請け負う事業者の体制、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えている。

【指標（現状値）】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生に対し、冬季の積雪・低温等の厳しい自然条件も踏まえ、一時的な避難場所の確保等の避難対策を検討する必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 冬季の積雪・低温等の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 暖房器具等の備蓄状況 6箇所（H30）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制整備及び情報共有化）

- 留萌市防災会議や道が運用する北海道防災情報システム等により、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制の強化が必要である。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、国や道、各自治体間で防災情報を共有している。
- 災害により、有線電話や携帯電話が通信不能となる恐れがあることから、被災時においても情報伝達が可能となる通信手段を確保する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえ、5段階の警戒レベルに整理された避難勧告等の発令基準の周知に努めている。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制が必要である。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、特に津波災害の発生時において緊急避難が必要となる地域を対象に防災行政無線整備や防災ラジオの無償貸与等の対策を行っているが、更に多様な手段での災害情報提供による耐災害性の強化が必要である。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、災害情報の提供に有効なラジオ放送等について、その機能を確保するため、難聴対策が必要である。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本市を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者に対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行うため、市内における避難行動要支援者への対応を検討する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 自主防災組織の組織率は約4割であり、全道と比べると低い水準にあることから、道において現在取り組んでいる「地域防災マスター認定制度」等を活用し、地域防災力向上を図るため、自主防災組織に認定研修への参加を呼びかけるとともに、自主防災組織助成金制度の周知を図り、組織結成等を推進する必要がある。
- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、関係機関等と連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、学校教育においては、学校関係者及び児童・生徒の防災意識の向上に向け、今後、地域・学校の実情に応じた避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

【指標（現状値）】

・ 町内会における自主防災組織数 54 町内会（H30）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資供給等に係る連携体制の整備)

- 「留萌市地域防災計画」に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活用を確保する必要がある。
- 東日本大震災等における実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制や救援物資の集積・分配機能等を持つ拠点整備について検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 「留萌市防災備蓄計画」を作成しており、計画に基づき非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。
- 備蓄物資の確保には、管理面や消費期限等の関係からその数には限度があることから、大規模災害に備えた、民間企業等との災害協定の締結を推進することにより、非常時の物資補給に万全な体制を確保する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進する取り組みが必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） | 32件（H30） |
| ・ 防災備蓄計画の策定 | 策定済（R1） |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 防災関係機関で構成する「留萌市防災会議」を中心に、地域防災計画の見直し・改正を行うとともに、防災訓練などを通じて関係行政機関との連携を図っている。
- 緊急消防援助隊や北海道広域消防相互応援隊など、それぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されている。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大13,000人（延83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後想定される大規模災害時に備え、部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充に向けた取り組みが必要である。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 消防救急無線のデジタル化並びに消防緊急通信指令台は整備済みであるが、今後は計画的な維持管理や更新整備の必要がある。また、全国各地で集中豪雨や地震などの自然災害により人的被害や住家被害など甚大な被害が発生していることから、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材を整備する必要がある。
- 大規模災害発生後の瓦礫の撤去や運搬などに必要な、重機材、トラックなどについて整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災訓練参加者数 170人（H30）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、DMAT（災害派遣医療チーム）を設置しているが、更なる連携強化が必要である。
- 平時も含め、医療に係る人材が不足しているため、人材の確保に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など、災害拠点病院としての機能を確保するために必要な自家発電設備及び耐震化整備については完了しているが、経年劣化に伴い、施設の大規模改修や各種設備の更新・メンテナンスが必要となっており、財政負担において課題がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。また、高齢者や障がい者等の要配慮者や、災害時の避難等に支援が必要な避難行動要支援者への対応が求められている。

（防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時からの予防が重要である。
- 平時から感染症のまん延防止を図るため、港湾における検疫体制の整備を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 市においては、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を「留萌市地域防災計画」及び「職員防災行動マニュアル」の中で規定しており、運用については、留萌市防災会議や防災訓練の中で随時確認するとともに、毎年度当初に修正・見直しを行っている。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っている。
- 防災拠点となる消防庁舎の耐震化は図られているものの、市庁舎は旧耐震基準による建築であるため、防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 行政は、災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害応急活動や市民生活、社会経済活動等に対する行政サービスを継続する必要があるため、業務継続計画の策定等による業務継続体制の強化が必要である。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、自治体間相互の応援協定を締結しているが、協定等の効果的な運用のため、応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・ 災害対策本部を設置する庁舎（市庁舎、消防庁舎）の耐震化率 | 50% (H30) |
| ・ 業務継続計画の策定 | 未策定 (H30) |

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーは、大規模自然災害により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合等のバックアップとしての期待も高まっていることから、地域の特性に合致したエネルギー施策の推進が求められている。

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を図るため、電力設備の耐震化や、電源に多様性を持たせることにより、リスクを分散させる必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料を安定して供給、確保するため、留萌地方石油業協同組合との協定を締結している。

【指標（現状値）】

- ・ 再生可能エネルギー導入量 5,706kW (H30)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 留萌地域は高い食料供給力を持っており、平時はもとより、道内外での大規模災害時においても、食料供給を安定的に行う役割を担うことが求められていることから、災害に備えた生産基盤の強化が必要である。

(農水産業の体質強化)

- 農水産業は、高齢化や担い手不足などの大きな課題を抱えており、将来にわたり食料の安定供給を図るため、担い手の確保が急務である。

(地場産品の販路拡大)

- 災害時においても、食料を安定的に供給するためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要である。

(産地備蓄の推進)

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備える必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農業販売額 478.0 百万円 (H30)
- ・ 漁業生産高 548.0 百万円 (H30)
- ・ 農業担い手従事者数 50 人 (H30)
- ・ 漁業従事者数 29 人 (H30)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の防災対策等）

- 水道は、市民生活や産業活動を支える重要なライフラインであり、災害時においても給水機能を確保する高い信頼性が求められている。災害時の給水拠点として基幹配水池の耐震化は計画的に整備を進めているところであるが、配水管等の水道施設の老朽化が進んでいる状況にある。

（下水道施設の防災対策等）

- 下水道施設が被災した場合、公共水域の汚染や内水による被害など、市民生活への多大な影響が懸念されることから、計画的な下水道施設の整備や、策定済みの業務継続計画に基づく体制強化が必要である。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 | 6.9% (H30) |
| ・ 配水池の耐震化率 | 68.5% (H30) |
| ・ 下水道事業業務継続計画の策定 | 策定済 (H28) |
| ・ 下水道認可区域外の合併浄化槽設置率 | 12.6% (H30) |

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する道路のネットワーク化を進める必要がある。
- 「国道 231・232 号」は留萌管内全市町村を繋ぐ唯一の道であり、地域のライフラインとして産業、物流、交通を支える重要な幹線道路であるが、越波や視程障害を招く猛吹雪、豪雨による土砂災害等に伴う交通障害が地域に多大な影響を与えている。

（道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づいた要対策箇所の整備については、進捗途上である。
- 橋梁の老朽化対策については、「留萌市橋梁個別施設計画」に基づき、予防保全型の長寿命化を推進しており、その他の各道路施設についても、計画的な更新や適切な維持管理が必要である。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全等の対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・ 高規格幹線道路「深川・留萌自動車道」の整備状況 | 計画区間開通 (R1) |
| ・ 橋りょうの予防保全率 | 16.0% (H30) |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本市の優位性を活かした企業立地に取り組む必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- 災害による影響を最小化するため、市内中小企業の業務継続計画の策定を促進する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害により影響を受けた市内中小企業等の早期復旧と経営の安定を図るため、被災企業に対する金融支援のセーフティネットの確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 港湾は、災害時において、経済活動の継続を確保する物流拠点や、緊急物資・救援人員の受入等の役割を担うため、耐震化・老朽化対策等の計画的な港湾機能の整備が必要である。また、業務継続体制の確保については、「留萌港港湾事業継続計画」を策定済みである。

(流通拠点の機能強化)

- 物流拠点である留萌地方卸売市場については、被災した場合の代替機能の確保が困難であることから、災害時においても円滑な物資輸送を図る物流機能や体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- 留萌港港湾事業継続計画の策定 策定済（H28）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 留萌市の総面積のうち約 80%を森林が占めており、森林の荒廃は留萌市の強靱化に多大な影響を及ぼすことから、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止する森林の多面的機能の持続的な発揮に資する計画的な整備が必要である。また、林業従事者の減少は、森林の荒廃に直結することから、担い手を確保する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策が必要である。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持するため、農地の適正な保全管理及び農業水利施設等の整備を計画的に進める必要がある。また、就農者の減少は、農地の荒廃に直結することから、担い手を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・ 一般民有林における Co2 貯蔵量 | 300,721t-C (H30) |
| ・ 林業担い手従事者数 | 34 人 (H30) |
| ・ 農業担い手従事者数 | 50 人 (H30) |

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模災害発生時においては、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められることから、平時より体制の整備を図る必要がある。

(地籍調査の実施)

- 発災後の復旧・復興を迅速に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となる。

【指標（現状値）】

- ・ 登記簿（土地面積）更新進捗状況 19.8% (H30)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 留萌市と留萌市建設業協会において、「災害時における応急対策業務に関する相互協定」を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われる必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 建設業就業者や技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、公共施設や民間建築物の耐震化及び老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であるが、市内においては特に若年層の担い手が確保できていない状況にある。

(技術職員による応援体制)

- 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」をはじめとした自治体間相互の応援協定を締結しており、北海道及び近隣市町村との職員派遣による相互応援体制は確立されている。

【指標（現状値）】

第4章 留萌市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「留萌市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや項目の追加を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

『第6次留萌市総合計画』で掲げる「安全・安心なまち」という基本理念の実現及び「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、32の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として別冊に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。

【留萌市強靱化のための施策プログラムの策定】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、市、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしない。
- ・ 施策プログラムに紐付く推進事業については、別冊に掲載

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- 「留萌市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国・道が実施する関連施策の周知など、関係機関が連携した対策を実施する。
[国、道、市、民間]
- 耐震化済施設の維持や、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設、都市公園など、多くの住民等、不特定多数が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。
[国、道、市、民間]

(建築物等の老朽化対策) **重点**

- 公共建築物等の老朽化対策については、「留萌市公共施設等総合管理計画」に沿った計画的な維持管理等を適切に実施する。
[国、道、市]
- 「留萌市空家等対策計画」に基づき、所有者に対し適正な管理を促すなど、管理不全な状態の空き家増加抑制等に取り組む。
[国、道、市、民間]

(避難場所等の指定・整備) **重点**

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定見直し及び周知徹底の施策を推進する。
[道、市]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織による避難支援や社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定拡大を推進する。
[道、市、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。
[国、道、市]

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・道との連携により計画的な整備を推進する。
[国、道、市]

(地盤等の情報共有)

- 強震動予測や軟弱地盤、液状化予測区域の把握に必要な地盤データの収集や、情報共有のためのデータベース化に向けた検討を行う。
[道、市、民間]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
住宅の耐震化率	%	73.6%	77.6%	↗
公立小中学校の耐震化率	%	100.0	100.0	→
社会教育施設の耐震化率	%	33.3	33.3	→
市営住宅管理戸数	戸	1,263	1,122	↘
福祉避難所の指定箇所	箇所	1	1以上	↗

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 土砂災害による被害の低減に向け、国・道との連携により、新たな土砂災害警戒区域等の早急な指定と、新たに追加された土砂災害警戒区域を示したハザードマップの周知徹底を図る。〔国、道、市〕

(砂防設備等の整備、老朽化対策) **重点**

- 急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備や、老朽化対策をはじめとした適切な維持管理が促進されるよう、国・道に対し要望等を実施する。〔国、道〕
- 山地災害危険地区については、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成等の促進を図る。〔国、道〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
土砂災害警戒区域指定数	箇所	134		

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 津波ハザードマップの周知に努めるとともに、情勢の変化に応じ、随時ハザードマップや避難体制の見直しを実施する。〔道、市〕
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を推進する。〔国、道、市〕

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸保全施設の整備については、被害想定や老朽化・耐震調査などを踏まえ、国・道との連携のもとで、防潮堤や護岸等の計画的な施設整備を行うとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施する。〔国、道、市〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
津波ハザードマップの作成		策定済		
津波避難計画の作成		策定済		

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップについては、浸水想定区域の改定等の情勢変化に応じ、適宜見直しを実施する。また、ハザードマップに基づく避難体制や市民周知を強化する。
[国、道、市]
- 国の作成した「内水浸水想定区域図作成の手引き」や内水被害の発生状況等を踏まえ、想定最大規模降雨を対象とした内水ハザードマップの作成を検討する。 [道、市]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河川等の治水機能を確保するため、河道の掘削、築堤整備などの対策を実施するとともに、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設の維持管理を適切に実施する。
[国、道、市]
- 水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、雨水管渠などの計画的な整備を推進し、想定外の浸水に対処するため可搬式ポンプの配置を検討する。
[国、道、市]

(ダムの防災対策)

- ダム施設の適切な維持管理や更新整備を行うとともに、緊急放流等の情報伝達手段の共有や、市民への周知啓発を推進する。 [国、道、市]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
洪水ハザードマップの作成		策定済		
雨水管の整備率	%	35.2	36.6	↑

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、危険箇所や通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。 [国、道、市]

(防雪施設の整備)

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、情勢に応じた効果的な施設整備を推進する。 [国、道、市]

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新や、請負業者の体制確保に向けた対策を検討する。 [国、道、市、民間]

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 冬季の厳しい自然条件を踏まえ、災害時における帰宅困難者対策として、積極的に避難場所の確保を図るとともに、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、避難所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。〔市、民間〕

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 留萌市防災備蓄計画に基づき、指定避難所等における冬季防寒対策として、発電機やストーブをはじめとした暖房器具等の備蓄品の整備を推進する。〔道、市〕
- 国道 231・232 号は日本海沿岸に面しており、ホワイトアウト等により一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等が発生する恐れがあることから、「道の駅るもい」に必要な暖房器具等を配置し、一時待避場所に指定する。〔国、市〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
暖房器具等の備蓄状況	箇所	6	14	↑

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制整備及び情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
[国、道、市、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、国や道、各自治体と一層の連携を図り、情報の共有化を推進する。[国、道、市町村]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの計画的な更新や、衛星携帯電話の整備を推進する。[道、市]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づいた避難勧告等の周知に努め、更なる意識啓発を促す。[道、市]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、市]
- 住民等への災害情報の伝達に必要なコミュニティFM放送への割り込み装置の整備や、津波災害の発生時において緊急避難が必要となる地域を対象に防災行政ラジオの新たな無償貸与など、多様な手段による災害情報伝達体制の維持・強化を図る。
[国、道、市、民間]
- 消防のサイレンを活用した各種災害情報の伝達などを推進する。[市]
- 災害情報の提供に有効な民間ラジオ放送等の難聴対策を推進する。
[国、道、市、民間]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報伝達体制の強化や多言語化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。[国、道、市、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者名簿の整備を推進する。[国、道、市]

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 「自主防災組織助成金制度」や「地域防災マスター認定制度」の効果的な活用により、自主防災組織の結成促進や地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。
[道、市、民間]
- 防災教育の推進に向け、多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、地域・学校の実情に応じた避難訓練の実施など、学校における防災教育を推進する。[道、市]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
町内会における自主防災組織数	町内会	54	82	↑

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している災害協定について、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
[道、市町村、民間]
- 被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と支援団体等との連携によりボランティア等の受入体制を構築するとともに、広域支援部隊等の一次集結及びベースキャンプや、救援物資の集積・分配等の機能を有する地域防災拠点の一つとして「道の駅るもい」の利活用を検討する。[国、道、市、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 国・道による支援制度を活用し、「留萌市防災備蓄計画」に基づき非常用物資の備蓄体制を強化する。[道、市]
- 非常時の物資補給に万全な体制を確保するため、大規模災害発生時の避難者を想定し、民間企業等との災害時応援協定の締結を推進する。[道、市、民間]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動の強化等により、各当事者の自発的な備蓄を促進する。[道、市、民間]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
防災関係の協定件数(民間企業・団体、行政機関)	件	32	39	↑
防災備蓄計画の策定		策定済 ※R1		

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 防災関係機関で構成する「留萌市防災会議」や防災訓練等を通じ、官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
[国、道、市、民間]
- 緊急消防援助隊や北海道広域消防相互応援隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、消防隊員確保や消防装備等の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取り組みを推進する。[国、道、市]

(自衛隊体制の維持・拡充) **重点**

- 大規模自然災害時に、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、国等に対し要望活動を積極的に実施する。
[国、道、市]
- 平時から陸上自衛隊留萌駐屯地と留萌振興局と緊密な連携を図り、災害発生時には情報共有のための連絡員(リエゾン)の派遣、災害派遣要請の手続きなど、人命救助・救急活動の迅速化を図る。[国、道、市]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の維持・強化に向け、消防救急無線のデジタル化など情報基盤の計画的な更新整備等を推進するとともに、少子高齢化の進展など、社会の情勢を捉えながら、消防・救急需要に的確に対応するため、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、市]
- 発災後の瓦礫の撤去や運搬などに必要な、重機材、トラックなどについて、民間の機材を活用できるよう、リース会社やトラック協会などとの災害協定の締結を推進する。
[道、市、民間]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
防災訓練参加者数	人	170	200	↑

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- DMA T (災害派遣医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携を強化する。[国、道、市、民間]
- 人材の確保に向け、市内の医療機関への就職を希望する学生に対する修学資金の貸与や、国・道に対する要望活動等の取り組みを推進する。[国、道、市]
- 災害拠点病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、必要に応じて防災設備の更新や応急用医療資機材の整備等を促進する。
[国、道、市、民間]

(災害時における福祉的支援)

- 自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先の確保について、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携するとともに、被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[市・民間]
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全の確保や、災害時の避難等に支援が必要な避難行動要支援者への支援体制については、社会福祉協議会や自主防災組織を活用した支援体制の充実を図る。[市、民間]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐため、速やかに予防対策を行う体制を整備するとともに、平時より定期的な予防接種による感染症のまん延防止や、避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進する。[国、道、市]
- 平時における感染症対策として、港湾における検疫体制の充実を図る。[国、道、市]

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 「留萌市地域防災計画」及び「職員防災行動マニュアル」に規定している災害対策本部に係る運用事項について、定期的実施体制を検証し、情勢の変化に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、「職員防災行動マニュアル」の修正・見直しを行う。また、災害対策本部の機能強化に向け、必要な資機材の整備、非常用備蓄を計画的に推進する。[市]
- 地域防災の中核として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化や、地域住民の消防団活動への参加促進を図る。
[国、道、市]
- 災害対策本部機能の維持確保に向け、災害時の市庁舎機能や対応力を強化する取り組みについて検討する。[国、道、市]

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 情報管理部門も含めた業務継続計画の策定等の体制整備を推進し、災害時における行政サービスの継続体制及び災害復旧業務・復興業務の体制を確保する。[市]

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 大規模災害における広域的な支援・受援体制の強化に向け、自治体間相互における応援協定の枠組みに沿って、広域応援・受援体制の構築を図る。[道、市町村]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
災害対策本部を設置する庁舎（市庁舎、消防庁舎）の耐震化率	%	50.0	50.0	→
業務継続計画の策定		未策定	策定	

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 既存エネルギーの生産基盤が被災した場合等の対策として、国・道との連携によるエネルギー地産地消など、地域の特性や未利用資源を生かした施策について検討する。
〔国、道、市、民間〕

（電力基盤等の整備）**重点**

- 災害時も含めた電力の安定供給に向け、設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を検討する。〔国、道、市、民間〕
- 市が現在、道北電気工事業協同組合留萌支部と締結している「災害時における応急対策業務に関する相互協定」の実効性を担保する。〔市、民間〕

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 留萌地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を強化する。〔国、道、市、民間〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
再生可能エネルギー導入量	kW	5,706	6,405	↗

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）**重点**

- 食料供給基地としての役割を担う農水産業が、災害時においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、市、民間〕

（農水産業の体質強化）

- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手の育成・確保対策など、農水産業の持続的発展に資する取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕

（地場産品の販路拡大）

- 災害時においても食料を安定的に供給するため、食の高付加価値化など、生産・加工・流通が一体となった販路開拓や拡大に向けた取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕

（産地備蓄の推進）

- 平時における農産物の安定供給に加え、災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
農業販売額	百万円	478	609	↗
漁業生産高	百万円	548	800	↗
農業担い手従事者数	人	50	46	→ ※減少抑制
漁業従事者数	人	29	40	↗

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の防災対策等) **重点**

- 災害時における給水機能を確保するため、計画的な配水池の耐震化等を推進するとともに、配水管等の水道施設耐震化についても、整備を促進する。また、今後の人口減少も踏まえた水需要などを考慮した施設の更新、維持管理などの老朽化対策を推進する。
[国、道、市]

(下水道施設の防災対策等) **重点**

- 策定済みの業務継続計画に基づく体制整備を推進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化等の整備を計画的に行う。[国、道、市]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。[国、道、市]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
上水道の基幹管路の耐震適合率	%	6.9	11.2	↑
配水池の耐震化率	%	68.5	78.9	↑
下水道事業業務継続計画の策定		策定済		
下水道認可区域外の合併浄化槽設置率	%	12.6	14.5	↑

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する道路のネットワーク化を計画的に推進する。[国、道、市]
- 留萌管内全市町村を繋ぐ唯一の道である「国道 231・232 号」について、管内自治体及び道との連携により、強靱化に向けた整備が促進されるよう国に対して要望していく。また、整備を促進するため、道路利用を拡大する推進に向けた取り組みについても併せて検討する。[国、道、市町村、民間]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石などの要対策箇所の工事を計画的に実施する。
[国、道、市]
- 橋梁の老朽化対策について、「留萌市橋梁個別施設計画」に基づき、予防保全型の長寿命化を行うとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新や適切な維持管理を実施する。[国、道、市]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
高規格幹線道路「深川・留萌自動車道」の整備状況		全線開通 ※R1		
橋りょうの予防保全率	%	16.0	52.0	↑

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に立地する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、立地に向けた取り組みを推進する。
[国、道、市、民間]

(企業の業務継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発や、関係機関及び専門の知識を有する民間企業との連携により、市内の中小企業等における業務継続計画策定に向けた取り組みを推進する。
[国、道、民間]

(被災企業等への金融支援)

- 災害により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、国・道が実施する金融支援の普及促進や、市が実施する融資制度についても、災害時の支援の在り方について検討する。
[国、道、市]

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化) **重点**

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、耐震化・老朽化対策等の計画的な港湾施設の整備を推進するとともに、策定済みの「留萌港港湾事業継続計画」に基づく体制の強化を図る。
[国、道、市]

(流通拠点の機能強化)

- 物流拠点である留萌地方卸売市場については、被災した場合の代替機能の確保が困難であるため、機能強化や耐災害性を高める取り組みを進める。
[国、道、市、民間]

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
留萌港港湾事業継続計画の策定		策定済		

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。また、担い手の確保に向けた取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。〔国、道、市、民間〕

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持するため、農地の適正な保全管理及び農業水利施設等の整備を計画的に推進する。また、担い手の確保に向けた取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
一般民有林におけるC o 2貯蔵量	t-c	300,721	32,700	↗
林業担い手従事者数	人	34	35	↗
農業担い手従事者数《再掲》	人	50	46	→ ※減少抑制

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物処理体制を整備する。〔国、道、市〕

(地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を継続し推進する。〔国、道、市〕

指標項目	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)	方向性
登記簿（土地面積）更新進捗状況	%	19.8	24.2	↑

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。〔道、市、民間〕

(建設業の担い手確保)

- 発災後の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策など、平時も含めた強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、担い手の育成・確保など、関係団体と連携した取り組みを検討する。〔国、道、市、民間〕

(技術職員による応援体制)

- 発災後の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び近隣市町村等との行政職員の相互応援体制を強化する。〔国、道、市町村〕

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、留萌市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に合わせ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、留萌市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

留萌市強靱化計画

(令和2年3月策定)

(令和3年3月修正)

所管 留萌市地域振興部政策調整課

〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地

TEL 0164 - 42 - 1809

MAIL kikaku@e-rumoi.jp

URL <http://www.e-rumoi.jp/>